

## 沖縄県と三井住友海上火災保険株式会社との包括的連携協定に関する協定書

沖縄県（以下「甲」という。）と三井住友海上火災保険株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、持続可能な沖縄の発展と誰一人取り残さない地域社会づくりを目指すため、甲及び乙が緊密に連携・協力し、双方が有する資源を活用した協働の取組を実施することにより、一層の地域の活性化及び県民サービスの向上に寄与することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- (1) 健康増進に関すること
- (2) 子育て及び高齢者支援に関すること
- (3) 子ども・若者の育成支援に関すること
- (4) 暮らしの安全・安心に関すること
- (5) 産業振興に関すること
- (6) 観光振興に関すること
- (7) 自然環境の保全・再生・適正利用に関すること
- (8) 女性活躍に関すること
- (9) その他、本協定の目的に適うこと

2 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、必要に応じて協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

### （変更及び解約）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解約を申し出たときは、誠実な協議の上、書面により必要な変更又は解約を行うものとする。

### （守秘義務）

第4条 甲及び乙は、連携事項の具体化の検討及び第2条第2項に基づき決定した協力内容の実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

### （協議）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

### （有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結日から当該年度の末日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により終了の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年1月15日

甲：沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号  
沖縄県知事 玉城 康裕



乙：東京都千代田区神田駿河台3-9  
三井住友海上火災保険株式会社  
代表取締役社長 原 典之

